

令和6年度大町合同庁舎自動車燃料の単価契約仕様書

この仕様書は、長野県北アルプス地域振興局、長野県中信県税事務所大町事務所、長野県大町保健福祉事務所及び長野県大町建設事務所が保有する公用車の燃料の調達について、必要な事項を定めるものとする。

1 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

2 調達物品及び予定数量

レギュラーガソリン 25,000 リットル

軽油 4,000 リットル

3 納入方法

(1) 納入場所

大町合同庁舎を起点として、概ね半径2km以内で、大型重機への給油が可能な給油所を有すること。

(2) 納入方法

落札者が発行する給油カードを使用することとし、給油カードごとに給油の年月日、給油量のデータ管理ができること。

4 代金の請求方法

- (1) 代金は、燃料に係る売買単価契約書第7条第1項に規定するとおり請求を行うこと。
- (2) 請求書は、各所（課）ごとに作成し、各所（課）へ直接提出すること（郵送・持参は問わない）。
- (3) 請求書にはそれぞれに給油カードごとの給油日及び給油量がわかる内訳表を添付すること。使用する公用車が決まっている給油カードについては、車種・車両の番号等の情報を併せて内訳表に記載すること。

5 単価の変更

(1) 契約変更協議の基準

契約書第11条に基づく契約変更協議は原則として以下の基準を満たした場合に行うことができるものとする。

- ・一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターが実施する石油製品価格調査（給油所小売価格調査）（週次調査）の長野県価格（毎月第3月曜日調査価格）が令和6年3月（変更契約を行った場合はその協議を行った月）の調査時点から±3円以上の変動があった場合。

(2) 変更単価算出基準

変更単価の算出方法は以下によることを原則とする。

$$F2 \times P / F1 \text{ (10 銭未満切り捨て)}$$

(注) F：(1)による調査価格（消費税抜き）

F1：令和6年3月の(1)による調査価格（消費税抜き）

F2：変更協議時点の石油情報センター長野県価格（消費税抜き）

P：入札額

なお、この算式により難しい場合においては両者協議の上決定する。

- (3) 単価の変更は原則として改定月の初日に行うものとし、同月中は再度の契約変更は行わない。

6 その他

給油カードについて

- ・落札者は、落札者決定後に北アルプス地域振興局総務管理・環境課が提出するリストを基に給油カード（ケース付き）を用意し、別途指定する日までに北アルプス地域振興局総務管理・環境課に提出すること。
- ・給油カードには、使用する各所（課）名等の情報を表示すること。（シール等でも可）
- ・年度当初から給油カードは使用可能であること。
- ・給油カードの発行については、契約期間中での増減等に都度対応すること。